

認定事例

(災害補償課)

民間人が救急隊員から要請を受け、搬送補助を行った際に転倒し、療養を経て症状固定した後の後遺障害（障害等級第8級第2号）

- 1 災害を受けた者** A県B市 民間協力者 要請し、救急隊員が傷病者Yを担架で搬送する
災害発生時55歳 際にXは搬送補助を要請され、担架後方を支持
- 2 傷病名及び程度** 第12胸椎圧迫骨折 して階段を降下している途中で転倒し痛みが発生
- 3 災害発生年月日** 平成17年10月13日 生し歩行不能となったものであり、同日から通
- 4 災害発生状況** 院加療し平成18年12月31日症状固定した。
平成17年10月13日、被災者Xは救急車を

5 参考

<担当医所見等>

傷病の部位	胸椎部（背・腰部）																																			
傷病名	第12胸椎圧迫骨折																																			
主訴及び自覚症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 背部、腰部痛、肩こり（杖使用の為）起立歩行障害有り。 ・ 長時間の歩行は出来ない。 ・ 荷物を持たない。 ・ 天候により症状が強い。 ・ 背屈制限が強い。 ・ 仰臥位が出来ない。 																																			
他覚症状及び諸検査成績	<p>・ 胸腰脊椎 屈曲40° 伸展（背屈）2°</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>参考可動域角度</th> <th>患側</th> <th>可動域制限率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屈曲（前屈）</td> <td>45°</td> <td>40°</td> <td rowspan="2">$(40+2)/(45+30)$ =56%</td> </tr> <tr> <td>伸展（後屈）</td> <td>30°</td> <td>2°</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>参考可動域角度</th> <th>患側</th> <th>可動域制限率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左回旋</td> <td>40°</td> <td>15°</td> <td rowspan="2">$(15+15)/(40+40)$ =37.5% < 1/2</td> </tr> <tr> <td>右回旋</td> <td>40°</td> <td>15°</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>参考可動域角度</th> <th>患側</th> <th>可動域制限率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左側屈</td> <td>50°</td> <td>5°</td> <td rowspan="2">$(5+5)/(50+50)$ =10% < 1/2</td> </tr> <tr> <td>右側屈</td> <td>50°</td> <td>5°</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 胸椎X-P 第12胸椎圧迫骨折。 ・ 第11胸椎、第12胸椎の椎間の狭小化強い。 ・ MRIにて第12胸椎圧迫骨折有り。 ・ 硬膜管脊髓の圧迫はないようである。 				参考可動域角度	患側	可動域制限率	屈曲（前屈）	45°	40°	$(40+2)/(45+30)$ =56%	伸展（後屈）	30°	2°		参考可動域角度	患側	可動域制限率	左回旋	40°	15°	$(15+15)/(40+40)$ =37.5% < 1/2	右回旋	40°	15°		参考可動域角度	患側	可動域制限率	左側屈	50°	5°	$(5+5)/(50+50)$ =10% < 1/2	右側屈	50°	5°
	参考可動域角度	患側	可動域制限率																																	
屈曲（前屈）	45°	40°	$(40+2)/(45+30)$ =56%																																	
伸展（後屈）	30°	2°																																		
	参考可動域角度	患側	可動域制限率																																	
左回旋	40°	15°	$(15+15)/(40+40)$ =37.5% < 1/2																																	
右回旋	40°	15°																																		
	参考可動域角度	患側	可動域制限率																																	
左側屈	50°	5°	$(5+5)/(50+50)$ =10% < 1/2																																	
右側屈	50°	5°																																		

【説明】

本件は、被災時の第12胸椎圧迫骨折により障害が残存したものであり、その残存する障害の程度を、「障害等級の決定について」（昭和51年12月消防消第153号）に基づき、以下のとおり検討しました。

(1) 変形障害について

本件については、画像所見上から第12胸椎圧迫骨折が認められることから、せき柱の変形障害として障害等級第11級第7号「せき柱に変形を残すもの」に該当します。（「せき柱に変形を残すもの」とは、エックス線写真等によりせき椎圧迫骨折等が確認できるものをいう。）

(2) せき柱の運動障害について

せき柱の運動障害については、主要運動の可動域制限により評価することとなります。本件については正常の可動域（以下「参考可動域」という。）が75度（屈曲45度＋伸展30度）に対して42度（屈曲40度＋伸展2度）と、運動障害の該当要件である「参考可動域角度の1/2以下である」を満たしておりませんが、制度上、①主要運動の可動域が参考可動域角度の1/2を僅か（原則5度としている。）に上回る場合で、②参考運動（胸椎の場合は、回旋運動・側屈運動）の可動域が参考可

動域角度の1/2以下に制限されている場合に限り、運動障害として認定する取扱があることから、同取扱の可否について検討してみると、まず、①については、障害により制限された可動域は42度であり、参考可動域角度の1/2（75度→37.5度）を上回る分が5度以内（42度－37.5度＝4.5度）で「僅かに上回る場合」に該当します。次に、②については、参考運動（回旋運動・側屈運動）の可動域はいずれも参考可動域角度の1/2以下となっており、結果、①及び②を満たしていることから運動障害として、第8級第2号「せき柱に運動障害を残すもの」に該当します。

(3) 神経障害について

本件については、骨折の状況、症状経過及び治療経過などを勘案すると、その程度は「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」に相当し、障害等級第12級第13号「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当します。

以上、(1)～(3)を踏まえた結果、(1)の変形障害と(2)の運動障害については障害系列が同一であることから、いずれか上位の等級をもって決定することとなることから、運動障

害第8級第2号となります。

続いて、(3) のとおり神経系統の障害を残していることから、運動障害と神経障害を併合することになりますが、本件の場合、運動障害と神経障害が派生関係にある(※)ことから、重い方である障害等級第8級第2号に決定しました。

※ 骨折に伴う関節の機能障害があり、同時に

その部位に痛みが残ったように、「1の障害に他の障害が通常派生する関係」にあると認められる場合「派生関係」といい、このようなときは、1の障害を複数の観点から見ていることとなるので、その中で最も重い障害をもって1の障害として取り扱うこととなります。